

募集



令和5年度

東京都トライアル発注認定制度

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品等を募集します！

【東京都トライアル発注認定制度(新事業分野開拓者認定制度)とは】

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務(サービス)の普及を支援するため、東京都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価する制度です。

詳細は裏面参照。

申請受付期間 令和5年3月22日(水)から 4月11日(火)【電子申請】

東京共同電子申請・届出サービスにて受け付けます。(令和5年3月22日から利用可能)

URL <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfo.do?govCode=13000&procCode=11013263>



募集要項・申請書は本制度ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/sougyou/trial/>



東京都産業労働局

東京都トライアル発注認定制度(新事業分野開拓者認定制度)の概要

認定対象

対象者

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者のうち、都内に本店又は支店登記を有する法人及び都内に開業届を提出している個人事業者

※ 東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象です。

対象商品

申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務(サービス)

※ 食品衛生法で規定する食品、医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの、建設工事等における工法・技術、肌に塗布するものは対象となりません。

※ 過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし、当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。

認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の(1)～(4)のいずれにも適合することが要件です。東京都が設置する審査会において、書類審査、面接審査等を行い、認定基準を満たしているか判定します。

- (1) 新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- (2) 新商品等が、技術の高度化や生産性の向上、又は都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3) 新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- (4) 新商品等が、東京都の機関において使用が見込まれるものであること

認定を受けると...

- ・東京都のホームページ等で認定商品をPRします。
- ・認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入することができます。
- ・認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価します(トライアル発注事業)。(※物品の借入は対象外)
 - ※ 令和5年度認定商品の認定期間は、認定を通知した日から令和8年3月31日までです。
 - ※ 認定した新商品等の品質等を東京都が保証するものではありません。また、その購入・借入を約束するものではありません。

申請方法

申請受付期間: 令和5年3月22日(水)から4月11日(火)【電子申請】

東京共同電子申請・届出サービスにて受け付けます。(令和5年3月22日から利用可能)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/proclnfo.do?govCode=13000&procCode=11013263>



(郵送の場合) 令和5年3月22日(水)から4月11日(火)【郵送必着】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階中央

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興担当

募集要項及び申請書

東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。

東京都トライアル

検索

URL <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/sougyou/trial/>

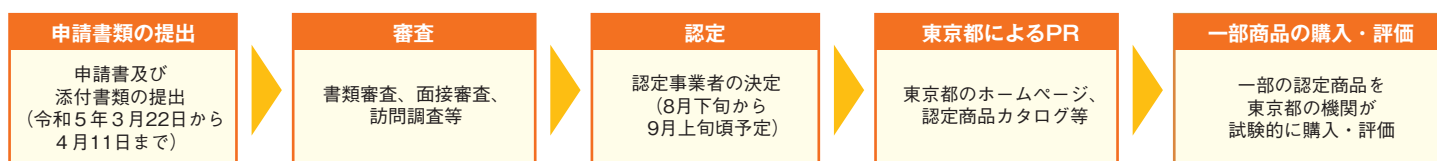


提出先・お問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階中央

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興担当 電話 03-5320-4745(直通) 内線36-583

認定及び購入・評価の流れ



※掲載商品は令和4年度認定商品です。

